

## 参 考 资 料

# 目 次

	頁
<b>1 職員給与関係</b>	
令和2年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の平均給与月額等	2
第2表 職員の適用給料表別職員数、平均給与月額等	3
第3表 職員の適用給料表別、最終学歴別、性別人員及び構成比	4
第4表 職員の扶養手当の支給状況	5
第5表 職員の管理職手当の支給状況	5
(1) 群馬県職員の給与に関する条例	5
(2) 群馬県公立学校職員の給与に関する条例	5
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の通勤手当の支給状況	6
第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員	7
(1) 行政職給料表	7
(2) 公安職給料表	9
(3) 研究職給料表	12
(4) 医療職給料表	13
(ア) 医療職給料表(一)	13
(イ) 医療職給料表(二)	14
(ウ) 医療職給料表(三)	15
(5) 福祉職給料表	17
(6) 高等学校等教育職給料表	18
(7) 小学校中学校教育職給料表	19
(8) 栄養職給料表	21
(9) 事務職給料表	22
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	23
(1) フルタイム勤務職員	23
(2) 短時間勤務職員	23

## 2 民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	24
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	25
第12表 民間における給与改定の状況	25
第13表 民間における定期昇給の実施状況	25
第14表 民間における家族手当の支給状況	26
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	26
第16表 民間における賞与等の支給状況	26
第17表 民間における定年制の状況	27
第18表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由 とした給与減額の状況	27
第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額し ている事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	27

## 3 生計費関係

生計費の概要	28
第20表 費目別、世帯人員別標準生計費	29

## 4 労働経済関係

第21表 労働経済指標	30
-------------	----

## 5 人事院勧告等の概要

(1) 給与勧告の骨子	32
(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子	33

# 1 職員給与関係

## 令和2年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、群馬県職員の給与に関する条例（昭和26年群馬県条例第55号）、群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和31年群馬県条例第41号）、群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年群馬県条例第8号）及び群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年群馬県条例第62号）（以下「職員給与条例等」という。）の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 根拠法規

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項第1号及び第2号

### (3) 調査対象

職員給与条例等の適用を受ける群馬県の職員及び県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）（休職者、派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発等休業中の職員、臨時的に任用されている職員等を除く。）で令和2年4月1日に在職するもの

### (4) 調査時期

令和2年4月1日現在

### (5) 調査事項

#### ① 令和2年4月1日に在籍する者

##### ア 職員の経歴等に関する事項

(ア) 職名又は階級名 (イ) 性別 (ウ) 年齢 (エ) 学歴 (オ) 経験年数

##### イ 諸手当等に関する事項

(ア) 給料月額 (イ) 給料の調整額 (ウ) 教職調整額 (エ) 地域手当 (オ) 扶養手当

(カ) 管理職手当 (キ) 初任給調整手当 (ク) 住居手当 (ケ) 通勤手当

(コ) 単身赴任手当 (サ) 特殊勤務手当

(シ) 特地勤務（へき地）手当（準ずる手当を含む。） (ス) 農林漁業普及指導手当

(セ) 義務教育等教員特別手当 (ソ) 定時制通信教育手当 (タ) 産業教育手当

##### ウ その他

(ア) 扶養親族 (イ) 管理職手当の受給者 (ウ) 住居の種類 (エ) 通勤方法

(オ) 単身赴任手当の受給者

#### ② 令和2年4月1日に在籍する再任用職員

第1表 職員の平均給与月額等

職員区分	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料	地域手当	扶養手当	その他手当	計	対前年比
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円
県職員	11,765	42.5	20.5	350,189	9,449	10,477	13,042	383,157	838
市町村立学校職員	9,029	43.4	20.9	368,912	9,539	7,352	16,095	401,898	△ 1,208
合計	20,794	42.9	20.7	358,318	9,488	9,120	14,367	391,293	△ 120
うち一般行政職員	4,713	44.0	22.1	340,811	9,298	9,185	15,145	374,439	△ 474

- (注) 1 「県職員」とは、知事部局（労働委員会事務局を含む。）、議会事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、警察本部、教育委員会事務局及び県立学校を含む教育機関等の職員（技能労務職員は除く。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
- 2 「市町村立学校職員」とは、県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
- 3 「一般行政職員」とは、行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員（本年度の新規学卒の採用者を除く。）をいう。
- 4 年齢は、令和2年4月1日現在における満年齢による（次表において同じ。）。
- 5 経験年数は、令和2年4月1日現在における「修学年数調整後の経験年数」の合計月数による（次表において同じ。）。
- 6 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
- 7 その他手当は、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特地勤務手当等である（次表において同じ。）。
- 8 再任用職員は含まれていない（第9表までにおいて同じ。）。

第2表 職員の適用給料表別職員数、平均給与月額等

給料表	区分	職員数			平均年齢	平均経年数	給料			地域手当	扶養手当	その他手当	計	平均扶養親族数
		男	女	計			給料月額	給料の調整額	教職調整額					
		人	人	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円	人
県職員	行政職給料表	3,073	1,052	4,125	43.7	21.7	339,615	463	—	9,361	9,665	16,007	375,111	0.9
	公安職給料表	3,046	289	3,335	38.0	16.9	322,714	29	—	8,526	12,323	6,033	349,625	1.3
	研究職給料表	209	71	280	43.4	20.3	349,836	2,411	—	9,259	9,838	15,366	386,710	1.0
	医療職給料表(一)	16	7	23	44.1	19.9	441,609	13,722	—	80,044	4,804	271,689	811,868	0.6
	医療職給料表(二)	75	67	142	42.9	19.5	331,692	9,656	—	8,979	7,412	23,492	381,231	0.7
	医療職給料表(三)	5	54	59	41.5	18.5	319,059	164	—	8,268	2,458	15,266	345,215	0.2
	福祉職給料表	22	25	47	40.7	17.8	314,272	35,594	—	9,063	11,606	6,251	376,786	1.1
	高等学校等教育職給料表	2,209	1,235	3,444	45.4	22.8	374,992	3,092	13,952	10,157	10,512	14,200	426,905	1.0
	栄養職給料表	1	4	5	44.8	22.6	348,940	0	—	8,788	2,600	307	360,635	0.4
	事務職給料表	165	140	305	40.9	20.1	314,851	0	—	8,107	4,820	10,864	338,642	0.5
市町村立学校職員	高等学校等教育職給料表	27	45	72	45.0	22.4	387,429	11,022	14,466	10,651	9,833	11,639	445,040	0.9
	小学校中学校教育職給料表	4,029	4,495	8,524	43.5	20.8	357,375	931	12,379	9,593	7,456	16,673	404,407	0.7
	栄養職給料表	2	38	40	45.2	22.8	349,703	0	—	8,850	4,288	3,683	366,524	0.4
	事務職給料表	187	206	393	42.3	21.9	324,345	0	—	8,235	4,962	5,627	343,169	0.5
全給料表		13,066	7,728	20,794	42.9	20.7	349,660	1,223	7,435	9,488	9,120	14,367	391,293	0.9

(注) 1 第一号任期付研究員給料表、第二号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいない(以下同じ。)

2 「—」は、制度上支給されないことを示す。

第3表 職員の適用給料表別、最終学歴別、性別人員及び構成比

区分 給料表	計		最終学歴別人員及び構成比								性別人員及び構成比				
			大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		男		女		
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
県 職	行政職給料表	4,125	100.0	3,114	75.5	450	10.9	558	13.5	3	0.1	3,073	74.5	1,052	25.5
	公安職給料表	3,335	100.0	1,990	59.7	68	2.0	1,274	38.2	3	0.1	3,046	91.3	289	8.7
	研究職給料表	280	100.0	253	90.4	22	7.9	5	1.8	0	0.0	209	74.6	71	25.4
	医療職給料表(一)	23	100.0	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	16	69.6	7	30.4
	医療職給料表(二)	142	100.0	128	90.1	14	9.9	0	0.0	0	0.0	75	52.8	67	47.2
	医療職給料表(三)	59	100.0	58	98.3	1	1.7	0	0.0	0	0.0	5	8.5	54	91.5
	福祉職給料表	47	100.0	40	85.1	6	12.8	1	2.1	0	0.0	22	46.8	25	53.2
	高等学校等 教育職給料表	3,444	100.0	3,328	96.6	78	2.3	38	1.1	0	0.0	2,209	64.1	1,235	35.9
	栄養職給料表	5	100.0	3	60.0	2	40.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	4	80.0
	事務職給料表	305	100.0	125	41.0	83	27.2	97	31.8	0	0.0	165	54.1	140	45.9
市町村立 学校職員	高等学校等 教育職給料表	72	100.0	72	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27	37.5	45	62.5
	小学校中学校 教育職給料表	8,524	100.0	8,300	97.4	224	2.6	0	0.0	0	0.0	4,029	47.3	4,495	52.7
	栄養職給料表	40	100.0	25	62.5	15	37.5	0	0.0	0	0.0	2	5.0	38	95.0
	事務職給料表	393	100.0	124	31.6	121	30.8	148	37.7	0	0.0	187	47.6	206	52.4
合計	20,794	100.0	17,583	84.6	1,084	5.2	2,121	10.2	6	0.0	13,066	62.8	7,728	37.2	

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

区分		職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者			人 9,075	人 2,357	人 1,946	人 4,772
扶養親族数	配 偶 者		4,237	1,122	1,264	1,851
	子		13,616	3,322	3,021	7,273
	うち特定期間にある者		4,392	1,249	483	2,660
	父 母 等		637	219	48	370
	計		18,490	4,663	4,333	9,494
手当受給者1人当たり 平均扶養親族数			2.0	2.0	2.2	2.0
手当受給者1人当たり 平均手当月額			円 20,897	円 20,399	円 21,118	円 21,053

- (注) 1 「一般職員」とは、警察職員又は教育職員以外の職員をいう（第7表及び第8表において同じ。）。
- 2 「警察職員」とは、公安職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（1）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 3 「教育職員」とは、高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（2）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 4 「特定期間」とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。
- 5 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(1) 群馬県職員の給与に関する条例

区分		職 種	計	一般職員	警察職員
受 給 者			人 816	人 742	人 74
	1種		14	14	0
	2種		27	16	11
	3種		0	0	0
	4種		41	28	13
	5種		156	106	50
	6種		216	216	0
	7種		110	110	0
	8種		252	252	0
	9種		0	0	0
手当受給者1人当たり 平均手当月額			円 68,258	円 66,177	円 89,122

(注) 「一般職員」とは、警察職員以外の職員をいう。

(2) 群馬県公立学校職員の給与に関する条例

区分		職 種	計	一般職員	教育職員
受 給 者			人 1,212	人 32	人 1,180
	特種		4	0	4
	1種		56	0	56
	2種		157	0	157
	3種		549	12	537
	4種		400	20	380
	5種		46	0	46
手当受給者1人当たり 平均手当月額			円 51,295	円 45,488	円 51,453

(注) 「一般職員」とは、教育職員以外の学校職員をいう。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離				受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	500km以上 700km未満	2,500km以上		
受給者	人 72	人 10	人 1	人 1	人 84	円 32,071

(注) 300km以上500km未満、700km以上2500km未満の区分については、受給者が0人である。

第7表 職員の住居手当の支給状況

区分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者		人 3,646	人 1,104	人 395	人 2,147
手当月額11,000円以下の受給者		18	3	1	14
手当月額11,100円以上 27,000円未満の受給者		1,545	489	165	891
手当月額27,000円の受給者		2,083	612	229	1,242
手当受給者1人 当たり平均手当月額		円 25,378	円 25,058	円 25,705	円 25,482
配偶者の居住する借家・借間		受給者	人 2	手当受給者1人当たり 平均手当月額 円 27,000	

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者		人 19,384	人 5,052	人 2,836	人 11,496
交通機関等のみを使用する者		474	402	38	34
交通用具のみを使用する者		18,611	4,451	2,754	11,406
交通機関等と交通用具を併用する者		299	199	44	56
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 8,052	円 9,581	円 8,644	円 7,234

## 第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(1) 行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない職員に適用)

(単位：人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8		6							1
9			1						
10	1	1							3
11	2								1
12	3	67							2
13		1							2
14	1	4							4
15		1					1		
16	14	71							3
17		1							3
18	3	9							
19	1	3							
20	12	43	2						
21		2							
22	5	9	1						
23	1	8	2						
24	6	7	66					3	
25	1	1	7					2	
26	6	4	8					3	
27		1	5					3	
28	83	66	55					1	
29	1	5	7					1	
30	10	16	15					3	
31		6	6					3	
32	64	60	55					3	
33	1	7	7				26		
34	9	19	12				21		
35		4	6				24		
36	60	3	49				15		
37	4	2	5				25		
38	6	1	15				5		
39	4	2	3				5		
40	20	2	43				19		
41	1	1	9				6		
42	4	2	10				2		
43	1	1	8				4		
44	1	4	31				1	1	
45		2	5				3		
46	4	2	13				1		
47		1	10				3		
48	1	4	17				3		
49	1		4				1		
50	4	2	9	13		8			
51	1		3	15			1		
52	3	3	13	8					
53		1	3	9		3	1		
54	2	1	9	30		15	3		
55		1	3	12		45	2		
56	1	3	17	15		17	1		
57	2		3	18		23	2		
58		1	10	33		13	1		
59		1	5	30	17	28	1		
60	1	1	32	16	17	24			

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61		1	4	21	24	16	1		
62		2	17	35	28	26			
63			12	26	34	31			
64	1	1	22	22	28	25			
65		1	6	40	22	26			
66			7	19	17	18			
67			2	15	33	27			
68	1	1	14	10	26	23			
69	1	3	4	9	33	27			
70			6	4	30	16			
71			2	5	46	28			
72		1	9	7	33	37			
73			6	5	39	17			
74	1		5	3	25	14			
75		2	4	1	41	16			
76			11	2	37	10			
77			9	3	29	11			
78			5	2	21	17			
79			2	4	35	12			
80			7	4	20	14			
81			3	4	46	7			
82			5	1	16	11			
83		1	1	3	42	9			
84		1	7		17	5			
85			7	1	33	27			
86		1	8	1	17				
87			3		46				
88			2	1	11				
89			3	2	33				
90			8	3	29				
91		1	7	1	29				
92			1	3	16				
93		1	7	15	145				
94			6						
95			2						
96			3						
97			2						
98			5						
99			3						
100									
101			1						
102			1						
103			2						
104			3						
105			1						
106			1						
107			1						
108			1						
109			2						
110									
111			2						
112			1						
113			7						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	355	475	843	471	1,115	646	178	23	19
							合計		4,125

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の場合は、空欄とした（第9表の各表において同じ。）。

(2) 公安職給料表  
(警察官に適用)

(単位：人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8		23								
9										
10										
11		11								
12		24								
13		2								
14		6								
15		9								
16		36								
17		2								
18		7								
19		9								
20		30								
21		2								
22		7								
23		12								
24		65								
25		4								
26		14	1							
27		13	2							
28		57	40							
29		3	2							
30		16	13							
31		8	11							
32		53	39							1
33		5	3							3
34		18	12							4
35		5	4	1						6
36		22	32	6						6
37		1	7							2
38		11	24	7						1
39		2	7	12						5
40		4	29	7						1
41		4	8	6						
42		2	16	17						
43		1	13	8	1					
44		1	38	11	1					
45		1	8	13	2				1	1
46		1	26	15					2	
47			15	12	3				4	
48			24	17	2	6			2	
49		1	7	20	3	11			2	
50			23	29	4	13			5	
51			13	30	6	6			3	
52			20	23	5	11		3	4	
53			10	20	8	11			6	
54		1	13	17	7	6		1		
55			11	22	7	13		1	2	
56			15	27	5	12	7	3	1	
57			12	22	8	9	1	3		
58			7	27	10	16	4	7	1	
59			1	24	8	8	1		1	
60			1	23	12	12	2	5		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61		3	16	14	7	1	1	14	
62			18	16	15	1	1		
63			20	16	13	2			
64			20	15	18	3	2		
65		1	22	15	12	4			
66		1	24	21	9	1	1		
67			26	12	15	3			
68		2	19	21	11	4	3		
69			28	15	13	1	1		
70			24	17	10	1	4		
71			18	18	14	5			
72			26	24	12	4	2		
73			17	20	14		2		
74			14	24	12	4			
75			10	20	10	4			
76			14	23	15	5			
77			18	19	6	5	1		
78			16	14	9	1			
79			17	7	6	4			
80			14	6	6	3			
81			13	4	8	3			
82		1	9	6	9	1			
83			5	4	5	5			
84				2	10				
85			1	4	3	1			
86			1	2	6	1			
87			3	4	3	5			
88			1	2	3				
89			4	6	2	1			
90				6	4	7			
91			3	2	2	1			
92			1	4	4	8			
93			2	2	9	25			
94			1	3	5				
95			1	5	9				
96				3	7				
97			1	6	133				
98			1	1					
99				2					
100			1	1					
101				3					
102				4					
103			1	3					
104			1	3					
105									
106				1					
107				1					
108			2						
109				2					
110				4					
111				2					
112				2					
113				6					
114			1	3					
115				2					
116			1	2					
117				5					
118			1	5					
119				1					
120				4					
121				8					
122				5					
123				3					
124			2	2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
125				44					
126									
127									
128									
129									
130			2						
131			2						
132			2						
133									
134			1						
135			1						
136			1						
137			2						
138			1						
139			1						
140			2						
141			19						
142									
143									
144									
145		1							
計	493	516	888	613	583	129	41	48	24
								合計	3,335

(3) 研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員に適用)

(単位：人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4		1			
5					
6		1			
7					
8	1	3			
9					
10					
11					
12		2			
13					
14		2			
15					
16	2				
17					
18					
19					
20	1	1			
21					
22	1				
23					
24		7			
25					
26					
27		1			
28	1	11			6
29					1
30		2			1
31					2
32		1			
33		1			
34					
35					
36		8			
37					1
38					
39		1			
40		3	1		
41			1		
42			1		
43			1		
44		2	3		
45			2		
46			2		
47			4		
48		7	1		
49			1	1	
50		1			
51				2	
52		5	2		
53			1		
54		2		1	
55			3	1	
56		6	6	2	
57			3	2	
58			2	1	
59		2	2	6	
60		3	1	2	

号給 \ 級	1	2	3	4	5
61		3	3	1	
62			2	1	
63		1	2	4	
64		6	1	3	
65				1	
66		1	1	2	
67			4	3	
68				1	
69			3		
70			5		
71			3	1	
72		2	1		
73			4		
74		1	1		
75			1		
76		2			
77			1		
78			1		
79		2			
80			5		
81			3		
82		2	1		
83		1	2		
84		1	8		
85		3	2		
86		2	3		
87		1	2		
88		2	2		
89			21		
90					
91					
92		1			
93					
94					
95					
96		2			
97		1			
98					
99		1			
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117		1			
118					
119					
120					
121					
計	6	109	119	35	11
合計					280

(4) 医療職給料表

(ア) 医療職給料表 (一)

(保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	3			
9				
10				
11				
12	3			
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28	1			
29				
30				
31				
32	1			
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41			1	
42				
43		1	1	
44		1		
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51			1	
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

級 号給	1	2	3	4
61				
62				
63				
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74			1	
75				
76				
77				
78				
79			1	
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			7	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	8	2	12	1
			合計	23

(イ) 医療職給料表 (二)

(保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4		1						
5								
6								
7								
8		1						
9								
10								
11								
12		2						
13								
14								
15								
16		7						
17								
18		1						
19								
20		1						
21								
22								
23								
24		4						
25								
26								
27		3						
28		7						
29								1
30								2
31								
32		1						
33		1						
34			1					
35								
36		1	3					
37			1					
38		1						
39								
40		4						
41		1	1					
42			3					
43								
44		1	3					
45			1					
46		1						
47					1			
48			1		1			
49								
50					1		1	
51					2			
52			1				2	
53							1	
54			1					
55								
56			1		1			
57					1			
58								
59			1				1	
60				1				

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61							1	
62							3	
63							2	
64				2			2	
65			1					
66								
67						2	1	
68				1			6	
69						1	1	
70				1		1	1	
71							1	
72				1		1	2	
73						3	5	
74				1				
75						4		
76				2				
77						1		
78								
79								
80								
81				1				
82								
83						3		
84						1		
85						3		
86								
87						2		
88						2		
89								
90								
91						3		
92								
93						8		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	0	38	19	10	7	35	30	3
							合計	142

(ウ) 医療職給料表（三）

（保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12		3						
13								
14								
15								
16		3						
17								
18		1						
19								
20		1						
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28		1						
29								
30			3					
31								
32		3						
33								
34								
35		1						
36		3						
37								
38		1						
39								
40								
41								
42								
43		1						
44		3						
45								
46		1	1					
47								
48		1						
49							1	
50			2		1			
51							1	
52								
53							1	
54								
55								
56		1						
57								
58								
59								
60								

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61								
62					1			
63						1		
64								
65						1		
66								
67								
68				1				
69								
70						2		
71								
72								
73								
74								
75						2		
76								
77								
78								
79								
80						1		
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88						1		
89								
90								
91							1	
92							1	
93							13	
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
計	0	24	6	1	2	23	3	0
							合計	59

(5) 福祉職給料表

(児童福祉施設等に勤務し、入所者等の指導、保育等に従事する職員に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13			1				
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1	1				
25							
26							
27							
28		1	1				
29							
30			2				
31		1					
32							
33							
34			1				
35							
36			2				
37							
38							
39							
40		1					
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48			1				
49							
50							
51			1				
52							
53					1		
54							
55							
56				1		1	
57					1		
58							
59				1			
60			2		1		
61			1			1	
62							
63							
64			2		1		
65							
66							
67							
68			2				
69							
70					1		
71			1				
72				1			
73							
74			1	1			
75			1				
76							
77							
78				2	1		
79							
80			1				

号給	級	1	2	3	4	5	6
81							
82					1		
83							
84							
85			1				
86					1		
87							
88					1		
89							
90							
91					1		
92			1				
93							
94							
95							
96			1				
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104				1			
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
計		4	23	8	10	2	0
						合計	47

(6) 高等学校等教育職給料表

(高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手等に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4			11		
5					
6			3		
7					
8			26		
9					
10			5		
11					
12			25		
13					
14			5		
15			1		
16			46		
17			1		
18			5		
19			3		
20			26		
21					
22			9		
23			5		
24			33		
25			9		
26			10		
27			2		
28			30		4
29	1		3		
30			11		3
31			4		5
32			20		6
33			6		4
34	1		7		9
35			7		13
36			42		7
37			10		3
38			18		6
39			12		5
40	1		8		2
41			39		21
42			4		
43			5		
44	1		2		
45			43		
46			5		
47			14		
48	1		9		
49	2		48		
50			9		
51			19		
52			13		
53	1		33		
54	1		8		
55			9		
56			8		
57	2		32		
58	1		8		
59			18		
60	1		5		
61	2		4		1
62	1		2		
63	2		6		2
64			2		3
65	1		35		8
66	1		9		2
67	2		16		9
68			14		10
69			35		3
70	2		8		5
71	2		18		6
72	3		13		7
73	2		30		2
74	2		17		3
75	1		20		5
76	1		18		3
77	1		28		6
78	2		7		3
79	1		10		10
80			11		4

号給	級	1	2	3	4
81				4	
82				19	
83		1		3	
84		1		7	
85		1		10	
86		1		29	
87				15	
88		1		23	
89		1		10	
90		1		36	
91		3		12	
92		1		24	
93				17	
94				28	
95		2		13	
96				16	
97		1		18	
98		1		47	
99		1		12	
100				21	
101		1		12	
102		3		3	
103		1		7	
104		1		8	
105		1		14	
106		2		35	
107		1		19	
108		2		26	
109				12	
110		1		38	
111				10	
112		2		30	
113		4		19	
114		1		31	
115				12	
116		1		34	
117		3		17	
118		2		35	
119		2		15	
120				24	
121		1		7	
122				7	
123		1		14	
124		1		14	
125				44	
126		2		4	
127		1		39	
128		2		13	
129				50	
130		1		22	
131		2		27	
132				19	
133		2		51	
134				27	
135				23	
136		2		36	
137		2		43	
138				48	
139				81	
140		1		87	
141		1		90	
142		3		150	
143				144	
144				217	
145				65	
146				49	
147		1		18	
148				10	
149		1		8	
150				3	
151				4	
152				1	
153		14			
計		119	3,198	111	88
				合計	3,516

(7) 小学校中学校教育職給料表

(小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭等に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16		137		
17				
18		27		
19		5		
20		147		
21				
22		34		
23		5		
24		147		7
25		2		33
26		27		56
27		14		52
28		154		39
29		5		51
30		25		22
31		8		18
32		60		15
33		3		17
34		20		9
35		15		3
36		172		9
37		6		17
38		31		3
39		13		8
40		153		7
41		6		95
42		43		
43		27		
44		136		
45		13		
46		20		
47		17		
48		133		
49		17		
50		32		
51		22		
52		22		
53		114		
54		10		
55		36		
56		13		
57		115		
58		16		
59		40		
60		12		

級 号給	1	2	3	4
61		131		
62		16		
63		36		
64		29		
65		105		
66		5		
67		43		
68		32		
69		97		
70		23		
71		39		
72		40		
73		73		
74		21		
75		34		1
76		20		2
77		7		1
78		8		
79		8		2
80		15		14
81		98		13
82		23		12
83		37		45
84		45		45
85		86		19
86		28		13
87		36		56
88		40		23
89		79		16
90		31		16
91		31		42
92		34		15
93		76		13
94		24		16
95		36		26
96		25		5
97		13		79
98		16		
99		16		
100		21		
101		66		
102		31		
103		42		
104		48		
105		56		
106		24		
107		51		
108		43		
109		59		
110		25		
111		32		
112		28		
113		9		
114		8		
115		14		
116		16		
117		44		
118		32		
119		48		
120		33		

級 号給	1	2	3	4
121		54		
122		30		
123		53		
124		29		
125	1	47		
126		24		
127		46		
128		30		
129		37		
130		18		
131		40		
132		19		
133		28		
134		26		
135		23		
136		43		
137		20		
138		36		
139		36		
140		60		
141		31		
142		57		
143		47		
144		80		
145		68		
146		63		
147		100		
148		120		
149		106		
150		194		
151		227		
152		277		
153		324		
154		262		
155		304		
156		111		
157		87		
158		35		
159		17		
160		16		
161		9		
162		3		
163		1		
164		1		
165		9		
計	1	7,588	474	461
			合 計	8,524

(8) 栄養職給料表

(学校に勤務する学校栄養職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28		1				
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36			1			
37						
38						
39						
40						
41						
42			1			
43						
44			2			
45						
46						
47						
48						
49					1	
50						
51						
52			2		1	
53						
54				1	1	
55						
56			1			
57					1	
58						
59						
60						

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
61				1		
62						
63			1			
64			4	1	1	
65						
66						
67				1		
68			1			
69						
70			1			
71						
72						
73						1
74						1
75						2
76						
77				1		1
78				1		3
79						
80						1
81						
82						
83						1
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						2
91						
92						1
93						6
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	0	1	14	6	5	19
					合計	45

(9) 事務職給料表

(学校に勤務する事務職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8	1						
9							
10							
11							
12	4						
13							
14	1	4					
15		1					
16	4	6					
17		2					
18	4	13					
19		1					
20	11	1					
21		2					
22	6		6				
23			1				
24	12	10	8				
25			1				
26	12	16	4				
27	2	1	3				
28	10	9	3				
29	1						
30	9	6	4				
31			1				
32	5	4	4				
33			2				2
34	13	3	3				
35	1						
36	7	1	5				
37			1				
38	4		3				
39							
40	11		7				
41	2		2				
42	1		3				
43			1				
44			3				
45			1				
46			4				
47							
48			3				
49			1				
50			2				
51			1	1			
52			2	2			
53				4		4	
54						10	
55			2			8	
56			1	6		9	
57			1	4			
58			2	3		2	
59				2		2	
60			3	3	5	2	
61				4	5	2	
62			9	6	5	5	
63			1	6	11	4	
64			4	6	7		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
65				4	6	3	
66			2	8	5	3	
67				1	8		
68			2	1	5		
69			1		14	1	
70			1		9	1	
71			2		5		
72					4	3	
73					3	4	
74			1		4	1	
75			1		4		
76			1	1	11	1	
77					5	1	
78					4		
79					6		
80					6		
81			1		10		
82					2		
83					13	1	
84					6		
85					3		
86					9		
87					15		
88					3		
89					5		
90					12		
91					11		
92					7		
93					23		
94							
95							
96							
97			1				
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	121	80	115	62	251	67	2
						合計	698

### 第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

#### (1) フルタイム勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	10			4	6						
公安職給料表	41		1	11	29						
研究職給料表	5		1	4							
医療職給料表(一)	0										
医療職給料表(二)	13					13					
医療職給料表(三)	1				1						
福祉職給料表	0										
高等学校等教育職給料表	193	7	186								
小学校中学校教育職給料表	358		358								
栄養職給料表	0										
事務職給料表	29			29							
給料表計	650										
60歳	275										
61歳	208										
62歳	152										
63歳	9										
64歳	6										

(注) 該当人員が0人の場合は、空欄とした(次表において同じ。)

#### (2) 短時間勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	106		3	25	78						
公安職給料表	0										
研究職給料表	10			10							
医療職給料表(一)	0										
医療職給料表(二)	3					3					
医療職給料表(三)	8				1	7					
福祉職給料表	0										
高等学校等教育職給料表	1		1								
小学校中学校教育職給料表	8		8								
栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	136										
60歳	57										
61歳	46										
62歳	33										
63歳	0										
64歳	0										

## 2 民間給与関係

### 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

#### (2) 調査の内容等

##### ① 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績

イ 民間企業における給与改定の状況等

ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

エ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、ア及びイに関する調査である。

##### ② 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、①ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ①ア及びイに関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ①ウ及びエに関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

#### (3) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県、政令指定都市及び特別区の各人事委員会

#### (4) 調査の範囲等

##### ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 853事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### ② 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から180事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第11表のとおりである。

##### ③ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 154	事業所 61	事業所 60	事業所 33
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	9	1	4	4
製 造 業	88	33	39	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	16	5	6	5
卸 売 業 ， 小 売 業	7	7	0	0
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	3	3	0	0
教 育 ， 学 習 支 援 業、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	31	12	11	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が23所あった。
- 2 調査対象事業所180所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた177所に占める調査完了事業所154所の割合(調査完了率)は、87.0%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における給与改定の状況

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
役職段階				
係 員	28.8%	17.2%	0.7%	53.4%
課 長 級	22.5%	15.6%	1.8%	60.1%

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
- 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。(第13表において同じ。)

第13表 民間における定期昇給の実施状況

項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定 期 昇給中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
役職段階							
係 員	91.0%	88.4%	23.2%	10.4%	54.8%	2.6%	9.0%
課 長 級	71.6%	68.1%	17.2%	6.6%	44.4%	3.5%	28.4%

第14表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		88.8%
配偶者に家族手当を支給する		(71.1%)
家族手当制度がない		11.2%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,357円
	配偶者と子1人	18,302円
	配偶者と子2人	23,703円

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級(非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
48.8%	51.2%	42.3%	57.7%	41.3%	58.7%

第16表 民間における賞与等の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	337,186円
賞与等の支給額	下半期(A <sub>1</sub> )	332,987円	259,419円
	上半期(A <sub>2</sub> )	761,569円	574,208円
賞与等の支給割合	下半期(B <sub>1</sub> )	726,152円	525,845円
	上半期(B <sub>2</sub> )	2.26月分	2.17月分
賞与等の支給割合	下半期(B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.18月分	2.03月分
	上半期(B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	4.44月分	4.20月分
年間の平均			

- (注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。  
 備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

第17表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.6%	82.8%	15.8%	1.4%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第18表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級		27.8%	16.3%	72.2%
非 管 理 職		33.6%	20.4%	66.4%

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第19表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
80.6%	72.1%

(注) 1 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

2 本表の調査対象事業所は5事業所以下である。

### 3 生計費関係

#### 生計費の概要

標準的な生活の水準を求めするため、「家計調査」（総務省）等に基づき、令和2年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の令和2年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と前橋市の令和2年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

(注) 家計調査の前橋市における集計世帯数は54世帯

第20表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和2年4月、前橋市)

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	24,120	38,590	50,180	61,680	73,270
住居関係費	47,770	51,500	46,330	41,160	35,990
被服・履物費	1,570	5,050	5,730	6,420	7,110
雑費 I	31,940	41,120	55,640	70,160	84,540
雑費 II	9,650	27,950	32,540	37,200	41,790
計	115,050	164,210	190,420	216,620	242,700

## 4 労働経済関係

### 第21表 労働経済指標

項目 年度・年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 総実労働時間数 (調査産業計)		③ きまって支給する給与 (調査産業計)				④ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑤ 常 用 指 数 (調 査 産 業 計)
	うち所定内給与					う ち 所 定 外 労 働 時 間 数	うち所定内給与					う ち 所 定 外 労 働 時 間 数	
	全 国												群 馬 県
	(千円)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)	前年度比 ・前年 同月比 (%)
平成30年度	296.0	0.6	270.7	0.6	146.8	12.5	281.1	0.2	252.1	△ 1.1	154.3	13.9	3.2
令和元年度	296.2	0.1	271.2	0.3	144.2	12.3	268.4	△ 4.5	240.6	△ 4.5	148.6	13.2	△ 1.0
平成31年 4月	299.5	0.3	273.4	0.3	148.7	13.1	269.0	△ 4.9	241.1	△ 4.8	152.8	13.8	0.1
令和元年 5月	294.8	0.1	269.4	△ 0.1	141.4	12.4	266.1	△ 4.7	238.5	△ 5.3	145.1	13.8	△ 0.7
6月	297.6	0.3	272.4	0.3	147.4	12.3	270.4	△ 4.5	243.3	△ 4.7	152.7	13.1	△ 0.6
7月	296.4	0.0	271.6	0.1	150.1	12.3	270.4	△ 4.2	242.8	△ 4.1	155.1	13.2	△ 1.5
8月	295.9	0.1	271.3	0.2	141.6	11.6	264.7	△ 5.1	237.1	△ 5.2	144.1	12.5	△ 1.3
9月	296.0	0.1	271.8	0.2	142.5	12.2	267.6	△ 4.5	240.4	△ 4.3	147.1	13.1	△ 1.3
10月	298.4	0.1	273.0	0.2	146.5	12.6	271.3	△ 4.1	243.3	△ 3.9	150.3	13.0	△ 1.9
11月	297.7	△ 0.4	271.9	△ 0.1	147.5	12.6	271.4	△ 5.0	242.7	△ 4.9	151.5	13.3	△ 1.7
12月	297.1	△ 0.2	271.8	0.2	145.0	12.3	270.5	△ 4.0	242.9	△ 3.5	149.9	12.8	△ 2.2
令和2年 1月	293.1	0.4	269.1	0.7	137.7	11.8	269.1	1.2	244.4	2.5	138.5	12.4	△ 3.4
2月	293.7	0.3	269.2	0.6	139.8	12.1	271.4	1.3	245.9	2.6	146.2	13.2	△ 3.2
3月	294.3	△ 0.4	269.9	0.1	142.1	11.9	271.8	1.7	245.0	2.7	147.7	13.5	△ 2.4
4月	295.8	△ 1.2	273.0	△ 0.1	143.9	10.6	272.0	1.1	249.3	3.4	148.0	11.7	△ 5.9
5月	287.3	△ 2.6	268.7	△ 0.3	126.9	8.6	264.8	△ 0.5	245.9	3.1	128.0	9.1	△ 4.7
6月	291.0	△ 2.2	272.3	0.0	141.3	9.3	269.5	0.0	249.9	3.2	147.7	10.2	△ 4.9
資料出所	厚生労働省 「毎月勤労統計調査」						群馬県総務部 「毎月勤労統計調査地方調査」						

(注) 1 ①、③、⑤、⑧、⑨及び⑩は平成27年基準である。

2 ①、②、③、④及び⑤は事業所規模30以上の数値である。

3 ③、④、⑦及び⑩の平成30年度、令和元年度の欄は、それぞれ平成30暦年、令和元暦年の数値である。

⑥ 有効求人率 (季節調整値)		⑦ 消費支出 (名目)								⑧ 消費者物価 指数 (総合)		⑨ 国内 企業 物価 指数	⑩ 鉱工業 生産 指数
		二人以上の世帯				うち勤労者世帯							
全国	群馬県	全国		前橋		全国		前橋		全国	前橋	全国	群馬県
(倍)	(倍)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	前年比 ・前年 同月比 (%)
1.62	1.74	287.3	1.5	265.9	△ 7.7	315.3	0.7	297.3	△ 1.6	0.7	1.2	2.2	1.1
1.55	1.64	293.4	2.1	267.6	0.7	323.9	2.7	292.5	△ 1.6	0.5	0.6	0.1	△ 4.4
1.63	1.72	301.1	2.3	285.2	13.5	337.2	0.7	347.6	20.4	0.9	1.3	1.3	△ 4.0
1.62	1.73	300.9	7.0	265.6	△ 4.8	332.3	6.4	271.6	△ 19.9	0.7	1.2	0.6	△ 2.4
1.61	1.72	276.9	3.5	244.2	7.2	308.4	5.6	255.6	△ 0.3	0.7	1.4	△ 0.2	△ 3.9
1.59	1.70	288.0	1.6	253.4	△ 8.8	321.2	3.6	271.6	1.3	0.5	0.8	△ 0.7	2.1
1.59	1.67	296.3	1.3	252.8	1.9	325.5	1.7	263.9	△ 3.5	0.3	0.2	△ 0.9	△ 5.0
1.58	1.66	300.6	10.8	293.9	8.1	329.7	8.9	335.8	3.0	0.2	0.3	△ 1.1	△ 3.7
1.58	1.66	279.7	△ 3.7	273.6	7.2	305.2	△ 3.2	297.9	3.6	0.2	0.2	△ 0.4	△ 17.7
1.57	1.60	278.8	△ 0.8	248.6	△ 5.0	304.0	0.2	255.4	△ 18.8	0.5	0.4	0.1	△ 2.3
1.57	1.64	321.4	△ 2.4	297.0	△ 5.0	345.4	△ 1.6	319.2	△ 13.0	0.8	0.7	0.9	15.0
1.49	1.52	287.2	△ 3.1	289.8	9.8	312.5	△ 4.1	330.3	8.3	0.7	0.7	1.5	20.0
1.45	1.52	271.7	0.2	255.4	△ 2.3	303.2	0.1	281.2	△ 7.9	0.4	0.1	0.7	2.9
1.39	1.51	292.2	△ 5.5	309.0	13.6	322.5	△ 7.6	341.3	21.7	0.4	0.1	△ 0.5	△ 2.0
1.32	1.51	267.9	△ 11.0	278.1	△ 2.5	303.6	△ 9.9	336.2	△ 3.3	0.1	△ 0.4	△ 2.5	△ 1.8
1.20	1.33	252.0	△ 16.2	226.1	△ 14.9	280.9	△ 15.5	256.1	△ 5.7	0.1	△ 0.7	△ 2.8	△ 38.6
1.11	1.17	273.7	△ 1.1	306.9	25.6	298.4	△ 3.3	361.9	41.6	0.1	△ 0.5	△ 1.6	△ 23.4
厚生労働省 「職業安定 業務統計」		総務省 「家計調査」										日本銀行 「企業 物価 指数」	群馬県 総務部 「群馬県 鉱工業 指数」

## 5 人事院勧告等の概要

### (1) 給与勧告の骨子

#### 給与勧告の骨子

##### ○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II ボーナスの改定等

##### 1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）  
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

##### 2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

【実施時期】

法律の公布日

##### 3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

## (2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

### 公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

#### 1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

#### 2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

#### 3 勤務環境の整備

##### (1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要  
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

##### (2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

##### (3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

##### (4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

##### (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

#### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討